

「東関東の盆綱」総合調査事業 スタート！

「盆綱」は、茨城・千葉両県および九州北部などに分布する盆行事の一つで、子どもたちが龍や蛇に模した藁綱を曳いたり担いだりしながら、先祖の霊を送迎する習俗です。

「東関東の盆綱」は、平成27年3月に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（国選択）に選択されており、県内における「盆綱」の分布や実施状況、特徴などの全体像を明らかにしていく必要があります。

そこで、「東関東の盆綱」総合調査委員会を設立し、それらの本格的な調査を進めていくことになりました。このたび、第1回委員会を下記のとおり開催します。ぜひ御取材ください。

記

1 日 時 平成31年4月24日（水） 午前10時～11時30分

2 会 場 茨城県立歴史館 第1講座室
(〒310-0034 水戸市緑町2-1-15 TEL 029-225-4425)

3 協議内容

- ・ 調査概要、調査委員会の趣旨説明
- ・ 予備調査報告
- ・ 調査の進め方、調査票の作成について
- ・ その他

4 参加予定者

「東関東の盆綱」総合調査委員会 7名（ほか 文化課職員 4名）

5 今後の予定

3か年計画で調査を実施し、最終年度（2021年度）には調査報告書を刊行します。

本年度：聞き取り調査、記録保存、文献等調査、調査票の作成

2年次：聞き取り調査、記録保存、文献等調査、報告書の作成

3年次：補足調査、文献等調査、報告書の作成・刊行

※現地調査の連絡調整や情報提供については、各市町村教育委員会と連携していきます。

6 その他

本調査の内容について、参考資料（別紙）を添付しますので、ご参照ください。

本資料についてのお問い合わせは

教育庁総務企画部文化課 有形・無形文化財担当 大塚 健司 電話 029-301-5449

「東関東の盆綱」総合調査の方法について

茨城県教育庁総務企画部文化課

1 調査目的

- (1) 盆綱について現地調査を実施し、基礎的な情報・資料を収集し、実態を把握する。
- (2) 調査事業を通して、本県の盆綱の特色や歴史的価値を明らかにし、記録を残すことにより、今後の保存と伝承を図るための基礎的な資料とする。
- (3) 千葉県や九州北部に残る盆綱との比較検討をすることによって、本県の民俗習慣の特性に関する理解と啓発に役立てる。

2 調査範囲

茨城県全域

※ ただし、平成27年度以来の予備調査をもとに、現在も盆綱が行われている地域を優先する。

3 調査組織・体制

- ・ 茨城県教育委員会（茨城県教育庁総務企画部文化課：事務局）
- ・ 「東関東の盆綱」総合調査委員会：7名の調査委員で構成
- ・ 協力機関：各市町村教育委員会、筑波大学大学院ほか

4 調査期間

平成31年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの3年間

5 調査方法

- (1) 事前調査（平成27～30年度）

市町村に盆綱の現況に関する調査を依頼し、その結果をもとに一覧表を作成する（事務局）。
- (2) 重要案件調査（本年度より3年間）

事前調査による「盆綱」事例の中から、調査委員会が選定した重要案件（15件程度）について、調査委員の指導のもと、調査補助員が現地調査及び文献等調査を行う。

 - ① 現地調査

重要案件の所在地、名称、年代・沿革、実施状況、実施日、仏の送迎、起点・終点、子どもの構成、活動の状況、伝承の状況、価値等について調査し、調査票に整理するとともに、映像記録を保存する。調査日は盆綱開催日（8月13日、15日など）。
 - ② 文献等調査

古文書や伝承等から、「盆綱」の意義や価値を裏付ける。この調査で使用した古文書は、関係資料として、報告書に掲載する。文献等調査は適宜実施する。
- (3) 報告書作成
 - ① 報告書の構成・役割分担を検討する。
 - ② 原稿の執筆

調査補助員が作成した調査票をもとに調査委員等が執筆する。編集は茨城県教育委員会が行う。
 - ③ 主な内容

調査事業の概要（目的、調査組織、調査方法と経過）、現地調査・文献等調査の結果（写真・図面も含む）、関係資料、実施状況一覧及び解説等。付録として動画の記録媒体を作成する。